士別市議会請願及び陳情取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、士別市議会会議規則（平成 17 年９月 13 日議会規則第１号）第３章に規定する請願及び陳情の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（請願書の形式）

第２条　請願書には邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

２　請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

３　請願者が２人以上の場合は、代表者を定めることとし、定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。

４　複数の請願事項がある場合は、分離して別個の請願として提出する。ただし当該請願が分離し難い場合は、請願の要旨を明確に区分して記載する。

５　請願書は、議長あてに提出する。

（紹介議員）

第３条　請願者は、請願書を提出するときは、議員の紹介を必要とする。

２　請願を紹介する議員（以下、「紹介議員」という。）は、その請願の要旨に賛意を表する者でなければならない。

３　紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

４　議長、副議長及び当該事項を所管する委員会に所属する議員は原則として紹介議員にならない。

５　紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書により議長に申し出なければならない。

(1)委員会に付託される前においては、議長の許可を得なければならない。

(2)委員会に付託された後においては、議会の承認を得なければならない。

６　委員会に付託された後に死亡、辞職、退職もしくは失職又は紹介の取り消しにより、紹介議員が１人もいなくなった場合の請願は、引き続き請願として取り扱う。

７　紹介議員は、その請願が委員会で審査されるときは、委員会の要求に応じて説明をしなければならない。

（請願書の受理）

第４条　請願書は議長において受理する。

２　請願書は、会期中、閉会中を問わず受理する。

３　請願書は、提出された順に議員の任期を単位として通し番号をつける。

４　一般選挙前に受理し、委員会に付託する前の請願は、一般選挙後の議会に継続し、審議することができる。

５　多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。

（請願の訂正及び取り下げ）

第５条　請願者（請願者が２人以上の場合はその代表者）は請願を訂正又は取り下げる

ときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出なければならない。

(1) 委員会に付託される前においては、議長の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。

(2) 委員会に付託された後においては、議会の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。

（請願を審議する時期）

第６条　請願の取り扱いは、各定例会の開会日の前日までに提出されたものについては、その定例会に付議し、その後に提出されたものについては、受理するにとどめ、次回の定例会に付議する。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願については、この限りではない。

２　臨時会においては請願の審査は行わない。ただし特別な事情のあるときは、この限りでない。

（請願の委員会付託）

第７条　議長は、受理した請願書について、請願の写しを議会運営委員会に送付したうえで取り扱いを協議する。

２　議長は、議会運営委員会で請願を審査すべきものと決定したときは、本会議に上程し、議会の議決を得て所管の委員会に付託する。

３　前項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、常任委員会にかかる請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

４　請願の内容が２以上の委員会に所管する場合は、２以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。この場合において、当該請願が分離し難いときは、その内容により主として関係のある委員会に付託する。

５　議長は、所管委員会から付託替えの申出のあったときは、正副常任委員長会議を開き付託委員会について協議し、付託替えをすることができる。ただし、特別委員会に係る付託替えについては、議会の議決を必要とする。

（請願の委員会審査）

第８条　委員会は付託された請願を速やかに審査するものとする。

２　委員会は請願の審査のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

(1)請願者及び紹介議員の説明を求めること。

(2)執行機関の説明及び意見を聴取すること。

(3)実地調査（現地視察）を実施すること。

(4)公聴会を開催すること。

(5)参考人の出席を求め意見を聴取すること。

(6)他の委員会と連合して審査すること。

３　委員会は、請願審査の結果を議長に報告する。

４　委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（趣旨説明申出）

第９条　委員会における審査において、請願者（請願者が２人以上の場合は、その代表者）からの趣旨説明（口頭陳述）申出については、請願の提出時に申し出るものとする。

（請願の結果報告等）

第10条　議長は、委員会から請願の審査結果の報告を受けたときは、これを本会議に付さなければならない。

２　議長は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関において措置することが適当と認めるものについては、当該機関にこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについては、これを請求しなければならない。

３　議長は、議会で議決を得た請願については、その結果を文書で請願者（請願者が２人以上の場合はその代表者）に通知する。

４　議長は、閉会中継続審査及び審議未了となった請願については、その旨請願者に通知する。

（陳情書の形式）

第 11 条　陳情書の形式は、第２条に規定する請願の例によるものとする。

（陳情書の受理）

第 12 条　陳情書の受理は、第４条に規定する請願の例によるものとする。

２　嘆願書、要望書、声明書及び決議の類で、議長が必要と認めるものは、陳情として処理する。

３　議長は、陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧にとどめることができる。

(1) 特定の個人及び団体等を誹謗し、又は中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を墜するおそれがあるもの。

(2) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの。

(4) 係争中の裁判事件に干渉する等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの。

(5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられもの。

(6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの。

(7) 採択・不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの。

(8) 市の職員に対する懲戒その他の処分を求めるもの。

(9) 市の事務に関係しない内容を願意とするもの。

(10) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの。

(11) 実現性のないもの。

(12) その他議長が適当でないと認めるもの。

４　議長において、議長供覧にとどめた陳情書のうち行政への要望に関するものは、市長に送付する。

５　陳情の内容が、国や関係行政庁への意見書の提出や議会における決議を求めるものは、意見書として取り扱い議会運営委員会に諮問する。

６　議長は陳情書が次のいずれかに該当するときは、議会運営委員会に諮問し、全議員に配布するにとどめることができる。

（1）市民以外の者から提出されたもの

（2）議会審査の参考資料とするもの

（3）議会に持参されなかったもの

（陳情の訂正及び取り下げ）

第 13 条　陳情者（陳情者が２人以上の場合はその代表者）は陳情を訂正又は取り下げるときは、文書により議長に届け出なければならない。

（1）委員会に付託される前においては、議長の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。

（2）委員会に付託された後においては、議会の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。

（陳情の委員会付託）

第14条　議長は、受理した陳情書を議会運営委員会に送付したうえで取り扱いを協議し、その内容が請願に適合すると判断されたときは、第７条の請願の例により処理し、議会の議決を得て所管の委員会に付託する。

（陳情を審議する時期）

第 15 条　請願に適合すると判断された陳情を審議する時期は、第６条に規定する請願の例によるものとする。

（陳情の委員会審査）

第 16 条　委員会は付託された陳情を速やかに審査するものとする。

２　委員会は、陳情の審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

（1）陳情者の説明を求めること。

（2）執行機関の説明及び意見を聴取すること。

（3）実地調査（現地視察）を実施すること。

（4）公聴会を開催すること。

（5）参考人の出席を求め意見を聴取すること。

（6）他の委員会と連合して審査すること。

３　委員会は陳情審査の結果を議長に報告する。

４　委員会は、採択すべきものと決定した陳情で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（趣旨説明申出）

第17条　陳情者（陳情者が２人以上の場合は、その代表者）からの趣旨説明の申し出については、第９条に規定する請願の例によるものとする。

（陳情の結果報告等）

第18条　議長は、委員会から陳情の審査結果の報告を受けたときは、これを本会議に付さなければならない。

２　議長は、採択すべきものと決定した陳情で、市長その他の関係機関において措置す

ることが適当と認めるものについては、当該機関にこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについては、これを請求しなければならない。

３　議長は、議会で議決を得た陳情については、その結果を文書で陳情者（陳情者が２人以上の場合はその代表者）に通知する。

４　議長は、閉会中継続審査及び審議未了となった陳情については、その旨陳情者に通知する。

（その他）

第 19 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。